

国民健康保険に加入している方へ

平成21年度の国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に発送します

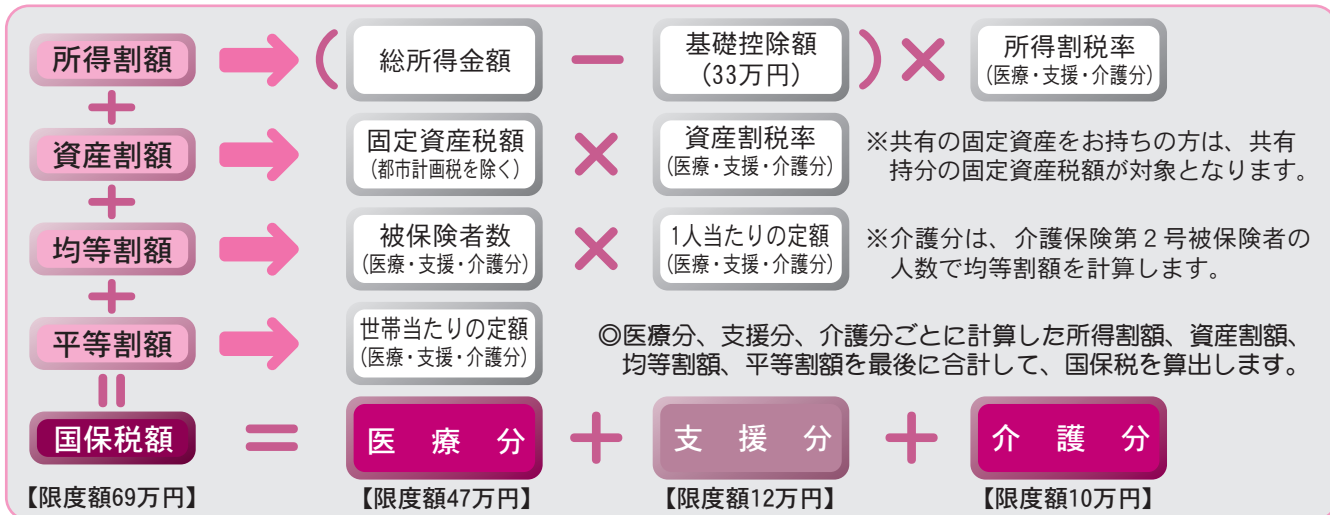
国民健康保険税の納税について

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかるための医療保険制度で、皆さんの納める国民健康保険税などを財源として運営されています。

今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

保険税の計算方法



保険税率

※介護分は、40歳以上65歳未満の方が対象(65歳以上は国民健康保険税とは別)になります。

※地方税法の一部改正により、介護分の限度額が改正になりました。

区分	課税区分の内容	医療分		支援分		介護分	
		20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
所得割額	前年の所得に応じて計算	6.47%		2.56%		1.77%	
資産割額	今年度の固定資産税額に応じて計算	22.29%		7.71%		5.70%	
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	1万4100円		5600円		7100円	
平等割額	1世帯当たりの定額	1万6300円		6300円		4800円	
	※平成21年度の限度額は69万円です。 限度額	47万円		12万円		9万円	10万円

●平成21年度の国民健康保険税の納期限は次のとおりです。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日

納期限内に納付をお願いします

◎税金の納付は、口座振替が便利です。お申し込みは市役所またはお近くの金融機関へ

◎平成21年度からコンビニエンスストアでの納付が可能になりました。

●年金から天引きとなっている方へ

税額決定通知書(課税額の明細書で納付書ではありません)を7月下旬にお送りします。また、本徴収開始通知書(10・12・2月分)については、10月上旬ごろ発送を予定しています。

●外国籍の方へ

在留資格期限更新のない外国籍の方は、国民健康保険の資格を失いますので、更新手続きはお早めに行ってください。

●よくある質問から

Q: 国民健康保険に加入していないのに納税通知書が届いたのですが?

A: 国民健康保険税は、納税義務者が世帯主になります。本人が加入していない場合(社会保険などや後期高齢者医療保険に加入)でも、同じ世帯に加入者がいるときは、世帯主へ納税通知書が送付されます。

